

追加議案第1号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年高根沢町条例第1号)の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年12月8日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

期末手当を 0.05 月分引き上げる人事院勧告に基づく関係法律の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 第1条

町議会議員の令和4年12月期の期末手当の支給割合を改定するものです。

(2) 第2条

町議会議員の令和5年6月期以降の期末手当の支給割合を改定するものです。

【期末手当の支給割合】

現状

6月	12月	合計
162.5/100	162.5/100	325/100



改正（令和4年12月分）

6月	12月	合計
162.5/100	167.5/100	330/100

改正（令和5年6月以降）

6月	12月	合計
165/100	165/100	330/100

3 施行日

- (1) 第1条の規定は公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用します。
- (2) 第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。

高根沢町条例第 1 号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。